慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
Title	農地に関する新しい法の創造について
Sub Title	
Author	宮崎, 俊行(Miyazaki, Toshiyuki)
Publisher	慶應義塾大学法学部
Publication year	1983
Jtitle	慶應義塾創立一二五周年記念論文集:慶應法学会法律学関係 (1983. 10),p.191-213
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Book
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=BN01735019-00000004-0191

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって 保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

農地に関する新しい法の創造について

宮崎俊行

界二節 全国稲作経営者会議の提言界一節 「自作農主義」の空洞化から、「地域地権者集団による自主的利用調整」へ

りに

「集落営農団体」の実例と性格

第一節「自作農主義」の空洞化から、

「地域地権者集団による自主的利用調整」へ

一 「自作農主義」から「借地農」での「経営規模拡大」へ

した農地法(昭和二七年法律第二二九号、同年一〇月二一日施行)を根幹とする法体制であった。そこにおいては、農業(1) (経営) の現実の担い手は、「自作農」といわれる「農家」であった。それは、一言で言えば、「わが家」の所有する(2) 第二次大戦後のわが国の農業のスタート・ラインは、農地改革およびその成果を恒久的に維持することを目的と

農地を、「わが家」の労働力をもって、経営するもので ある。これを、もう少し法律的に言えば、自己の名義で耕

作・養畜の事業を営なむ者(=事業主)が、自身の所有する農地または事業主と住居および生計を同一にする親族 の団体・集団である。そして、それは、不可欠の要素として、()農地の所有権(小作農ならば農地の使用収益権)とい ある(農地法二条、とくにそのV項・M項参照)。 したがって、いわゆる「農家」それぞれは、小なりといえども、 (=世帯員)の所有する農地について、事業主自身および世帯員の労働力をもって、耕作・養畜の事業を営むもので 一種

を有するものである。

う物的・財産的要素と、

(i)農業のために協力し合っている、住居および生計を同一にする親族という人的要素、と

地の流動化」を促進するための、一連の法律の整備である。すなわち、一九七五年(昭和五○年)には、農地法によ ないし旧一五条の六)が、さらに、その実績を踏まえて、一九八○年(7) る農地賃貸借規制に対する、いわばバイ・パスとして、農業振興地域の整備に関する法律(昭和四四年法律第五八号、 もののようにも思われる。そのように判断することを可能にするところの、国家意思の法的表現が、 いう枠に入るが)となり、これが農業の現実の担い手の中心となる、という、一種の「借地農主義」とでもいうべき よって、その経営規模を拡大して、いわば「借地大農」(といっても、家族労働力を中心とするもので、やはり「農家」と かつての「自作農」の中のごく少数のものが、第二種兼業農家ないし離農者から使用収益権の設定を受けることに るものは何であろうか。実は、それが今、模索されている状態である。もっとも、国の方針のおおよその傾向は、 ある。しからば、農地法・「自作農主義」を根幹とする農業法体制に替り得る、新しい農業法体制の根幹となり得(5) 度成長の過程とともに、 このような「自作農」(としての「農家」)こそ、わが国農業の担い手であるとするところの農業法体制は、 ―農振法と略称)の一部を改正して「農用地利用増進事業」を発足せしめた(農振法旧一五条の二 次第に「空洞化」してしまった。その過程については、すでに別稿において論じた通りで (昭和五五年)には、 農用地利用増進法 いわゆる「農

農用

|地利用増進法による「利用権」

(その中心は

「利用権」としての賃借権だが)の設定が、

同法制定の志向・企図の

用

とになったからである。(8) 五年法律第六五号、 同年九月一日施行)を制定して、 新しい 「農用地利用増進事業」 (利用増進法二条など)を実施するこ

地 べ る多数の契約が、 (地利用増進法が新たに制定されたわけである。 の利用が、 定の地域 であると理解してよかろうが、この事業の中心は、(a) 当該契約当事者の個別相対の契約(一定地域の農用地利用全体の立場から言えば偶発的な契約)によるのではなく、 《用地利用増進法による「農用地利用増進事業」の、 (同法による「利用権」の一種としての)の設定を受けることである。もっとも、このような賃借権の設定が、 (通常は、 作付の集団化・農作業の効率化などの見地から見て望ましい姿になるように、 Ļ١ わば集団的になされることを志向して、 集落・ムラないし小字程度の地域が予想されるようだが、大字程度のこともあるかもしれない) 「自立経営」ないしい いわゆる目玉は、 まさにそれを企図したからこそ、 「利用権設定等促進事業」 わゆる 「中核農家」 多数の当事者間に 農地法とは別に、 が、 (同法二条Ⅱ項1 の農用 おけ 農

「地域地権者集団による自主的利用調整」 論 の

の登場

志向 通り、 (水利・ 農地所有者 っ 程度などを総合的に考慮して、 土地基盤整備の完了度合・栽培作物の連作障害の程度などを考慮して)、農作業の効率化、 定地域内の農用地の合理的利用全般の見地から望ましい姿で、 (および使用収益権者)の全員が(少なくとも大多数が)、 地域全体としての利用計画について話し合い、 その地域内の農地の全体について、 集団的になされるためには、 合意することが、 および各「農家」 作付の集団 定地域 えのず の から 化 0)

必要となる(これらの協議や合意に、法律制度上の位置づけを与えるかどうかは次の問題として)。

しかも、

ے

のよう

自主的なものでなければならず、 定地 「域の地権者集団・農家集団での合意は、 法律ないし行政庁が、 その性質上、 画一的なものを作定して、「上からおろす」べきものでは まさにその地域の具体的状況に即し、 それを踏まえた

ない。

約すれば、 在したわけである。これらの構想は、それぞれ独自の内容を持つわけだけれども、それらに共通の性格・志向を要(ヒタ) 訣別するものでもある――と評価することができるであろう。 分離の程度は常に一○○パーセントではないが) ものである から、 との(ないし所有者と農作業担当者との〔場合によっては使用収益権者と農作業担当者との〕)分離を前提とする(もちろん、 (の合意) を、不可欠なものとして位置づけようとするもの――そして、それは当然、 の自主的管理」・「土地管理組合」といった構想が、研究者の間ではもとより、農業団体にも、農林省内部にも、 そうであるからして、 農地の所有と利用との関係に関する新しい法秩序の形成者と して、一定地域の かねてから、 集落・ムラ(ないし小字・大字ないし旧村) 農地法の「自作農主義」(の少なくとも元来の姿とは) を単位とする、 農地の所有者と使用収益権者 地権者集団・農家集団 いわゆる 「農用地

B 的とする団体(「農用地利用改善団体」と略称されることが多い)が、右のような事項について「農用地利用規定」を定 者を構成員とし、 を定め、公告する)、 規定する一方(同法四条=市町村が「実施方針」を定める、六条・七条=市町村が農業委員会の決定を経て「利用増進計画 こういうわけであるから、 集落・ムラないし小字、大きくて大字程度が予想される)内の、 これが適当である旨の認定を市町村に求めることができ、市町村は適当であると認めたなら認定をした上、公 作付の集団化、 他方において、 農用地利用増進法においても、 農作業の共同化・効率化およびこれらのための「利用権」の設定の促進などを目 「農用地利用改善事業」(同法二条Ⅱ項2号)を実施する単位として適当な区域 (通 「農用地利用増進事業」を市町村の行なう事業として 農地所有者および使用収益権者の、 三分の二以上の

定地域

(集落・ムラないし小字もしくは大字程度の)

の中に農用地を所有する(もしくは使用収益権を有する)

る土地改良事業を行なう場合には、 を有していれば、 について」(農林水産事務次官通達、 示されているが、 のもののみを行なりものではなく、共同利用施設の設置または農作業の共同化に関する事業を行なりもの に限る) という制度を創設した 「利用改善団体」となることができる。 非法人の団体であっても政令で定める 基準(農用地利用増進法施行令二条、 (同法一一条)。 昭和五五・八・二九構改B一三〇八)第五・3とくにその②) 農事組合法人でなければならないことになる 「利用改善団体」となり得るもの もっとも、「利用改善団体」そのものが、 ĸ (利用增進法一三条)。 は 農事組合法人(農業の経営そ に従った定款または規約 「農用地利用増進法の施行 土地改良法によ が法文上例

に急速に普及することになるのではなかろうか 八年)度から、 月末現在では、 体 (これを認定した市町村数は、八八四市町村)で あり、 一 「利用改善団体」 当りの平均は、 「利用規定」が認定された「利用改善団体」は、 農用地面積八○ヘクタール、となっている。ここ一年間で大幅な増加となっているが(⅓) 三八一団体)、まだそれほど普及しているとはいえない。 「地域農業集団」育成事業をスタートさせるので、 一九八二年(昭和五七年一二月) この政策との関連で、 しかし、 農林水産省は、 現在で、全国で、二、八一七団 「利用改善団体」 構成員数五二人、 一九八三年 (昭和五六年一二 (昭和五

= 「地域地権者集団による自主的利用調整」 の意味するものと、 その問題点

使用収益権の設定による)の方向づけをしようとする考え方は、 集団・農家集団の協議と合意によって、農用地の効率的な利用の在り方、 ①その当然の前提とし そのための「農用地の流動化」(主として て(および、 それが行なわれれ

そのことの帰結でもあるが)、()その集団のメンバーを(それは、

かつては、すべて「自作農」という意味で同質的であ

ずからの手でやることが予定(予想)されているわけである。そして、さらに、②右のことの前提としては、⑴右 受ける資格のある者は、その集団のメンバーの中に求められる(少なくとも原則としては)ことが、予定(予想)され 権利ないし責任を有するものと位置づけることと、⑪その地域の農業の主たる担い手として、使用収益権の設定を **らいう者に対して、農地を提供するために使用収益権の設定を要請される者とに、選別することを、** いが――、その一定地域の農用地の利用、ひいては農業の在り方全般、について、それをみずから決定する資格 の地権者集団・農家集団は ――むしろ、個々の農家単独ではなくて、こういう集団こそが、というべきかもしれな ii)その集団み

ったが)、一方において、今後の農業の担い手として使用収益権の設定を受ける資格のある者と、

とする、 いわば次元の異なるものだが)予想されている。その主なものを上げてみよう。 以上のような、一言でいえば、地域の地権者集団・農家集団みずからの手による、「自作農」の「選別」 農地流動化計画の自主的な樹立と遂行という方式に関しては、各種の問題ないし困難が(それらは、 を前提

ているものと考えてよかろう

「まとまり」が 存するのであろうか。そういう「まとまり」を 保持している集落・ムラもあるかもしれないけれど そういうものが、 経済高度成長の過程を経て来た現在、集落・ムラには、はたして、このような協議と合意をする に 足 りる 農政の柱ないし新しい農地法秩序の担い手として予定するに足りるほど数多く存在するので

そういう「まとまり」が保持されているということは、おそらく、メンバーである農家の同質性が保持されて 仮りに、 以上のような協議と合意をするに充分な「まとまり」を保有するところの集落・ムラがあるとして

他方において、こ

すべてが兼業農家(とくに殆んどが第二種兼業農家)という形での同一性保持が多いだろうが)。 て予想されるところの、 集団みずからの手による、 いるということではないだろうか 地域の農業の担い手として使用収益権の設定を受けるに足りるとされる「農家」が存在するのだろう 農家の「選別」が、はたして可能なのであろうか(あるいは、そもそも、「選別」の前提とし (といっても、 すべてが「自作農」として 専業農家であるという 意味ではなく、 そうであるとすると、その

金 おそれはないであろうか。 と利用に関する新しい(法)秩序を形成しようとしても(そのこと自体は、 いし市町村当局それ自体)が弱体であると、ますます、こうなるような危険が大きい。 〔交付の基準〕と結びついて)、ややもすれば、「自主・自治」という名前だが、実は事実上の強制になって しまう (3) 以上の、 現実には、国ないし都道府県の行政当局の「極めて親切な集中的指導」が行なわれ(しかも、 ①②と関連することでもあるが、 集落・ムラそれ自体の力もさることながら、市町村の農業委員会および その事務局 集落・ムラのメンバーによる自主的な合意によって、 まさに画期的な素晴しいことなのだが)、 補助金・奨励 農地 ヮ 所 な

の両次元において)、 を確信する)、 政当局者の中で、 力が無い場合に、もし、 おそらく、 方、 集落・ムラそれ自体や農業委員会(およびその事務局)が弱体であり、「自主・自治」 現実には、 いずれにしても、 筆者が、研究会・学会等で、 一つの問題である。 前者 国・都道府県の行政当局が、あまりに放任に過ぎるとすれば、混乱に陥るかもしれない。 (指導過剰 集落・ムラの地権者集団と、 自主・自治という名の強制) しばしばお目にかかる方々が、そのことを「たくらんで」いるものではないこと 行政当局との関係が、どうなるのかが の危険性の方が大きいであろうが(といっても、 的に協議し合意する能 (理念型と現実と

以上のようなことが、

かねてから問題点として指摘されていたわけである。(4)

- の農業法体制の根幹として、農地法を据えることにする。 農協は、農地法に基礎づけられている「自作農」(および「小作農」)である「農家」を前提として、運営されているので、ここでは、大戦後 農地法のほかに、農業協同組合法(昭和二二年法律第一三二号、同年一二月一五日施行)が、重要な法律である。しかし、農協法ないし
- を中心として論を進めることにする。 用収益権は所有権に準ずる強力なものとされ、また農地法全般の基調が「自作農主義」であるから、ここでは、「自作農」としての「農家」 農地改革の直後でも、「小作農」(農地法二条Ⅳ項)が絶無になったわけではないけれども、その比重はごく少なく、かつ、その有する使
- (3) こういう意味では、「農家」(の農業経営)が、しばしば「個別経営」とか「個人経営」とかと呼ばれることがあるけれども、実は、むし て御教示を受けているが、最近では、一九八三年二月四日、朝日農業賞創設二〇周年記念シンポジウムにおける基調講演でも表明された)に、 **ろ広義における共同経営の一種として(となり得るものとして)把握すべきである、と説かれる小倉武一博士の見解(かねてから、持論とし**
- (4) 今泉孝太郎教授は、かねてから、「農家」 を、このように物的要素と人的要素との双方の要素を、いずれも不可欠な要素として成り立っ もっと多数の者が真剣に耳をかたむけ、家族協定・父子契約ないし一世帯一法人化を推進する必要がある。
- (5) 宮崎俊行「自作農主義の空洞化過程における法と事実」法学研究五〇巻一二号(一九七七年)九五頁以下参照。農政学の見地から戦後農 ている一種の中間的(財団と社団との)団体であると構成されていた(今泉孝太郎著『農民法研究』〔泉文堂・一九五七年〕一〇―一三頁)。 地政策の変遷をとりまとめた、ごく最近の労作として、今村奈良臣著『戦後農地政策論』(東大出版会・一九八三年)参照
- (6) いわゆる「農地の流動化」とは、農地についての所有権者または使用収益権者が、 主として第二種兼業農家ないし離農予定者から、「自 **農政上の言葉である。なかでも、使用収益権、とくに賃借権の設定による「流動化」の重要性が叫ばれている。** 立経営」(農業基本法一五条)または「農業生産法人」(農地法二条町項)――であって生産性の高いもの――に、変更することを指している
- (7) この農振法の改正に関しては、農業法研究 | ○・ | 一・ | 一合併号(一九七七年・農業法学会編・有斐閣発売)所収の、関谷俊作、 功、利谷信義、宮崎俊行の各報およびシンポジウム記録を参照
- (8) 農用地利用増進法の制定(および農地法、農業委員会等に関する法律の改正)過程と問題点については、宮崎俊行「農地三法の政策決定 過程と論点』大内力他編『日本農業年報29集――農用地確保と国土政策』(一九八一年・御茶の水書房第七章として所収)(「農地三法の過程
- (9) 農用地利用増進法では、「農用地利用増進事業」として、「利用権設定等促進事業」のほかに、「農用地利用改善事業」(その中心は、 促進事業」に付随したものと理解しても大過なかろう。少なくとも、後二者の事業は、まさに本法によって、はじめて可能となる性質のもの の抑制・水田の転作に関連して、作付の集団化であろうが)、および農作業の受委託の促進等、を規定しているが、後二者は、「利用権設定等
- ではない、といってもよかろう。 いわゆる「中核農家」という言葉は、法律上の根拠を持つものではなく、基幹男子農業専従者(六〇歳未満の男子で、その年間の自家農

では一つの略称として、ひとまず使用しておく。 を、「中核農家」と称することが多い。こういう概念ないし名称には異論もあり、また別の内容をもってこの名称を使う論者もいるが、ここ 業従事日数が一五○日以上の者)のいる農家──その概数は、一○○万戸強で、全農家戸数(約四六○万戸)の二○パーセント強 を占 める (昭和五六年)から、「自立経営」(年度によってかなり異なるが、全農家戸数の五ないし九パーセント程度)よりも、かなり多い数となる――

- 市町村にとどまる(農用地利用増進計画〔利用増進法六条ないし八条〕を定めた市町村は、二、八一〇市町村あるが)。以上の数値は、全国書 **業新聞(全国農業会議所発行)一九八三年三月四日付・同三月一一日付による** かろうか。また、面積的に言っても、ある市町村内の農用地面積に対して「利用権」設定面積が五パーセントを越えている市町村は、二六〇 持つものがどの程度か、は疑問が多く、従来のいわゆる「ヤミ小作」がこの制度に切り換えられたものもかなりの割合を占めているのではな で、立法の志向・企図通りの、ある一定地域全般の農用地利用の合理化――いわゆる「属地的に集団化した設定」・「面的集積」という実体を 四パーセント)、面積が急速に拡大して来たと同時に期間も漸次長期化する傾向にあるので、 かなりの成果をあげている。 もっとも、その中 では、田=六○パーセント、畑=三五パーセント)、契約期間も、期間別の面積割合で五九パーセントが六年以上となり(一○年以上は一○・ 「利用権」設定がなされている面積は、一九八二年(昭和五七年)一二月末現在、全国で、一〇万四、四六九へクタールに達し(地目別
- (12) これらの内容の要約については、注(8)引用の、宮崎「農地三法の過程」一五八一九頁、 一六一頁、一六四—五頁参照
- (13) 全国農業新聞一九八三年三月四日付、および同三月一一日付による。
- 四〇―五二頁、三一七―三二〇頁、宮崎「農地三法の過程」一六九―一七二頁など参照 **農政研究センター編『農地の集団管理』(農政研究センター・一九八一年)、今村奈良臣著『現代農地政策論』** (東大出版会・一九八三年)

第二節 全国稲作経営者会議の提言

一(全国稲作経営者会議の「提言――稲作経営者として勝ち残る道」

集落・ムラを単位とする集団的土地利用調整ないし農地管理という方向が、同会議のメンバーのよう ない わゆる る農業者の自主的組織である「全国稲作経営者会議」が行なった「提言」(「稲作経営者として勝ち残る道」)の中で、

以上のような状況で推移する中にあって、一九八二年

(昭和五七年)八月三〇日、大規模に稲作農業を経営してい

ための施策のあり方」の3「規模拡大上、解決を迫られている問題」の中の⑴の部分)を引用しておきたい。(3) 味で、格別の「重み」を感するので、まず、やや長くなるが、その中心的部分(1「われわれの経営目標と規模拡大の 値いする。「稲作経営者」みずからの発言として、学者・ジャーナリストや行政組織や経済界の意見とは、 別の意

「稲作経営者」の経営規模拡大にブレーキをかけることになる危険の大きいことを強く指摘しているのは、

農政における「地域主義」と経営主体育成との調整、補助金政策の再検討

的に引き受けるなど地域の兼業農家から信頼を得る努力を重ねながら農地を借り、規模拡大してきている も協調・協力していかなければ、規模拡大、経営発展は図れなくなってきており、われわれは転作を積極 われわれ稲作経営者会議の経営者のような中核農家は「むら」の中で少数派になり、「むらの留守番役」 - 九割近くは兼業農家であり、稲作のような土地利用型農業にあってはそうした兼業農家と

のが現状である

さらに市町村を越えて現に規模拡大を実現し、また、しようとしているエネルギーにブレーキ が しては、 経営主体の育成という観点が明確ではなく、むしろ兼業農家対策、転作の促進に重点がおかれつつある. 農政も「地域主義」「地域農政」 ということで「集落ぐるみ」の対策が中心となっているが、そこでは 集落は小さすぎる。農用地利用増進事業にしても、このような地域主義のもとで、集落を越え 「地域」 がもっぱら「集落」としてとらえられているが、われわれ稲作経営者の活動する土俵と かけら

大努力を無にしてしまうこともある。例えば、補助事業等で兼業農家を組織して機械・施設を導入するこ 「集落ぐるみ」 の対策はややもすると兼業農家温存に結果的になりかねず、専業的農家の規模拡 れ、閉め出される危険さえ生じている。

注目に

め

て、

等にも言及している。

条件を地域の中で創り出していくことが重要である。 成員であることはもちろんであるが、 とにより、 専業的 ?農家の規模拡大が制約されてしまう。 農業によって基本的に生計を維持している農家が、 補助事業はややもすると自力で経営発展をめざす専 兼業農家が いろいろな意味で地域 経営発展できる 社会の重 要な構

業農家の足を引っぱる結果となる。」

の補助 は は、 助金の是正、 動化に伴う新しい 営者のエネルギーを十分に尊重し、機械がそこで一日稼動できる単位での集団化をめざす必要」、 策 土 一地所有は、 大学・ 農地流動化の受け手農家としての資格や融資面での優遇惜置を講ずる、 離農対策の充実、 金 「提言」 試験研究機関の研究の在り方、 融資政策の是正と確立 有効利| 9)自作地による規模拡大、 は、 、ルールの形成 このほか、 用に供すべき社会的義務を負うとの理念の確立、 6 圃場の集団化の推進 「今後の構造政策」 土地に投下した資本(有益費)の回収を含む、 「高生産農家登録制度」 ⑩農業者年金制度と規模拡大施策の結びつけ強化、 農業団体の在り方 として、 「狭小な 『地域主義』 (1)優良農用地の確保、 (仮称) 選挙権、 を各市町村で発足させ、 にとらわれることなく、 (4) 買換取 被選挙権の改善、 等を提唱してい 、得の抑制と是正、 (2) 農地 (8)小作料の適正化と転作奨励 流動化の条件の醸 役員の停年制なども含 (11) る。 登録農 構造政策推進のため 伸びようとする経 さらに、 (7)借地による (5) 農地流動 家 ĸ 「提言」 対 成 l 化対 て 流 (3)

「稲作経営者」の人間像

に引用した部分についてはコメントの必要もなかろう。要するに、この「提言」は、 ح ぁ 「稲作経営者として勝ち残る道」 の 「提言」 に関して、 詳しいコ メ ントをする紙面 経済高度成長の過程を経て、 四の余裕 は なく、 また、

ういう

農業人は、 のような経過と現況の中から成長した、新しいエネルギーを持った農業人の叫びである、 みずからを「経営者」と称し、その行動・思考は、 しばしば「企業的」であるといわれているよ と評価してよかろう。

わが国農業そのものが、崩壊の危機に瀕している現在、

農地法の「自作農主義」が空洞化し、そして、

文化にしろ、人と人の持つ自由な創造力こそ原動力といえる。 活力を消失させず、活性化させることが本来である」といい、国家・社会に対する根本的哲学として、「国にしろ、 てやるべきことの第一は、「自由な創造力を発揮し得る条件づくり」であり、「個々の意欲ある農業者に対してその たらず、国が農業者に対して「こうあるべきだ」との上からの考えを押し付けることを拒否し、 強く感ずるのである。すなわち、「経営者」は、「国家の下請け労務者の地位」(「提言」の「はじめに」の前文)にあき てはいないけれども、 用とに関する(法)秩序の基本的性格を、どのよう に理解したらよいのであろうか。筆者は、いまだ充分に検討 ところで、こういう「経営者」の人間像および「経営者」が、ここで構想・提案するところの、 とりあえずは、第一に民法的ないし市民法的な権利主体と財産・取引秩序の色彩を、 言い換えれば、それは、個性の集合体といえる」と 国が農業者に対し 農地の所有と利 かなり

わが国の農村では、やがて二一世紀を迎えようとする今となって、はじめて登場したのだろうか。いや、そうでは 規定する(「提言」の「はじめに」の2「国と農業者――農業者の自由な創造力こそ発展への原動力」)。 「地主制」→「自作農制」(国家独占資本主義の戦前段階 おょび 戦後段階〔経済高度成長〕) を経験し、近年の 「管理社会 このような意味では、「経営者」は、民法ないし市民法の担い手である《市民》として位置づけられるように思 「経営者」は それでは、近代民法の制定当時に――西ヨーロッパでは一九世紀に――考えられていたような「市民」が、 一面において、 たしかに、近代民法・市民法の担い手としての要素を有するけれども、

まさに、

そ

部分ないし全体と切り離して、

この瞬間における所有者が、これを自由に支配するところの客体とし把握するもの

転々として変わり行く所有者が、各自、資本投下の対象ないし交換価値の現象型

、自由に支配する一種のしたがって、土地もまた、

は 化 ハダで感じているのではあるまいか)――を感じて、新しい「自由」を叫ぶのであり、 「地域主義」・「地域地権者集団による自治的農地管理」が、実は、 の中に在って、そこに、 農業のみならず、「人間」 の危機 「自主・自治」という名の「中央集権的強制」となること ―また真の意味での 「地方」 こういう意味では、まさに の危機 (「経営者」 たち

二〇世紀末だからこそ出現した、

新しい

《市民》であるといえるのではあるまいか。

より、 本となっている。ところが、近代・現代の「市民」ないし「企業者」の土地観は、 は、 <u>ځ</u> 孫の共有の財産である」(『提言』の『はじめに』の1「国と稲作――水田は日本民族の貴重な遺産である』)、 ないが、 孫に残してくれた貴重な遺産である。 確信する。この米を生産する水田は、 る、 もう一つの、 人間が、今日、あたりまえのものとして、考えている自然界の営みと見事に調和した姿がそこにある。 「経営者」が、 個人のものでもなく、 日本国民を育ててきた貴重なる食糧である。 もっとも大切な国の宝であるといってもよい。また、 しかも決定的なものは、「経営者」の土地観、 単なる近代民法・市民法が予想する「市民」、ないし近代・現代の また、 われわれの世代が独占し得るものでもない。 水田はその面積が大きいために、東大寺や法隆寺のごとく、 私達の先祖が弥生時代いらい、何百年、何千年と血と汗を流し、 また、今後も、 水田の持つ水の保全・調節機能や酸素の とくに水田観である。すなわち、「米は、 米は、子々孫々まで、 わが民族ならびに、 土地のある特定の部分を、 「企業者」とは、 日本国民を育てていくと 国民の目を集め との洞察が基 われわれの子 われわれ子 非常に異な 供 日本古来 給 これら とい 他

営者」の土地観とは、全く異なる。この点は、極めて重要な差異・特質であり、むしろ、「経営者」の土地観は、

態として、である。、

「商品」

に過ぎないわけである。

このようなものと、

「提言」

にあらわれた

「近代化」・「経済高度成長」・「管理社会化」にも、毒されないで、宇宙の中に、自己を正しく位置づけている 人間

としての《百姓》の土地観というべきであろう。(5)

創造する担い手(の一種)として、「提言」のいう よう な「経営者」、すなわち、二〇世紀末の《百姓》が存在する ことは、まちがいなかろう。したがって、「提言」が、多くの者によって、真剣に受け止められて、実行に移され

いずれにしても、農地法の「自作農主義」が空洞化して(させられて)しまった今日、新しい農業法体制の原理を

ること(その内容の一〇〇パーセントについてである必要があるか否かは、ともかくとして)を期待したい。

そのものが、農業経営の一つの主体となろうとするものである。そこで、次に、この一例を紹介し、若干の評価 に、一見するに、それと全く相反するような、これまた注目すべき動向がある。それを一言でいえば、集落・ムラ ところで、「自作農主義」が空洞化した現在においては、全国稲作経営者会議の い り 「経営者」の動 きとは別

検討をこころみることとしよう。

(1) 全国稲作経営者会議は、一九七六年(昭和五一年)一一月に設立されたもので、その組織は、現在の とこ ろ、県段階の稲作経営者会議 を、当面、夫婦二人で一○ヘクタールとしているが、およそ一○年間を見通した将来のものとしては、直播栽培等の技術革新を考慮して、夫 営するものもある(これも、もちろん、いわゆる「農外資本」によるものではない)。同提言の中で、「稲作経営者」として、適当な面積規模 のところ約八五〇名であり、経営規模は、五ヘクタールないし七ヘクタール程度のものが一番多いが、中には法人化して数十ヘクタールを経 (一三の県に設立ずみ)と、それが未設立の道府県の個人会員、とによって構成されて いる。県段階の組織加入者と個人会員との合計は、今

(2) 全国稲作経営者会議の、現在の会長は酒谷実氏(富山県)、 事務所は 全国農業経営者協会内(東京都千代田区有楽町一―九―四 (3) この提言全般についての紹介・評価として、笛木昭 「農業経営者運動の課題(全国稲作経営者会議の提言を踏まえて)」農政調査時報三 会議所ではないかとの疑問を持つ方も、あるいはあるかもしれないが、そのようなものではなく、メンバーの討議の結果が集約され、文章化 全国農業会議所内)に置かれている。事務所が全国農業会議所内に置かれていることから、この「提言」の実質的立案者が、全国農業

婦二人で二〇ヘクタール、と考えている。

一四号(全国農業会議所・一九八二年一一月)一六頁以下参照

合特集28号『日本の食糧』(有斐閣・一九八二年)一一六頁。 かねてから、類似の考えである。 水田につき、 宮崎著『私の物権法講義・第一分冊』(評論社・一九七八年)二三二一二

5 そ)、農地を所有し、耕作している者は、「農民」(農協法三条I項)には該当しても、《百姓》ではない。 中に、人間を位置づけて、「生きる」ことである、といってよかろう。したがって、たとえば、いずれ高価に売却するため に(そのためにこ のだろうが――に対する、むしろ「開き直り」とブライドを込めて、《百姓》といいたい。《百姓》の自己認識の哲学は、宇宙の営為・秩序の 間・農業について、深く考えないで、「近代化」・都市化・工業化の風潮に流される、浅薄な考えの者たち――残念ながらそれが、まだ多数な 「百姓」という言葉は、しばしば、農業に従事する者を蔑視する感じを込めて使われているようだが、ここでは、このように、宇宙・人

第三節 「集落営農団体」の実例と性格

有限会社「松ノ木農園」

ものは、むしろ、まれであろう。ところが、筆者がごく最近、簡単ながら、実態調査をする機会を得た、 耕作・養畜の事業の単一の主体となる例は、まだ、あまり多くはない。法的にも、このようにいえるようになった から、厳密には、それを目ざすもの)。 そこで 次に、この事例の紹介を通じて、こういうものが、 松ノ木農園は、まさに、そういうものである(もっとも、 つの集落・ムラが (現行法制に忠実に表現すれば、 集落・ムラのメンバーの全員が)、一つの農業経営主体、 本稿執筆時の一九八三年三月末現在では、 農地法の「自作農主 会社設立準備中である 有限会社 すなわち

を模索するという本稿の意図からも、 とにしよう。ただし、法社会学的な厳密な実態調査としては、まだ極めて不充分であり、 その目的に不可欠な範囲での簡潔な実態報告であることを了承されたい。 かつ、 新しい農業法体制

が空洞化した現在、新しい農業法体制の創造者ないし担い手として、どのような意味を持つのかを検討するこ

(1) 岐阜県上石津町と「松ノ木」集落の概要

所有 ない であり、 良村となり、 兼業農家が、 林(一一、〇〇〇ヘクタール)の大半が入会地であり、その中では形式上は、 経営する(茶園=一八ヘクタール、 農事組合人「三ツ里生産組合」(農協法による「農業経営農事組合法人」〔同法七二条の八1項2号〕である)が、 の専業ではない。 ところである。松ノ木集落は、明治二二年の町村制施行前は、一つの「村」であったようだが、 セント弱が山林)、 有限会社 の二戸)である。 (もしくは農業に専従する者) の戸数三六戸であるが、しかし世帯主が農業に概ね専従する ものは、 岩須、 この九戸のうちで、六戸は、「老人だけの専業農家」である。 農業に専従しているけれども、「松ノ木農園」 の経営者・技術者としてであり、実質上は「農家」として 昭和四四年に町となり現在に至っている。松ノ木集落は、現在(一九八三年三月)、総戸数四〇戸、うち農地 「松ノ木農園」の所在する、養老郡上石津町は、 さらに多良村は、昭和三〇年に、牧田村、 一、二六○戸で九二パーセントを占める 馬獺の二つの「村」と合併して、三ツ里村となり、その後、三ツ里村は、 総世帯数=一、八八四戸のうち、一、三七五戸が農家であるが、専業農家は六二戸に対し第二種 田=約七・五ヘクタール、畑=約六・九ヘクタール、樹園地=約三ヘクタールである。 したがって、「農家」としての 専業は、二戸のみ(茶園三へクタール経営と、花木〔ただし造園業も兼 松ノ木集落内の農用地は、 栗園=六ヘクタール)ものである。この面積を差し引いたところの、 約四一・四ヘクタールであるが、うち二四ヘクタールは、 (昭和五五年)。 交通は、 一之瀬村、 岐阜県の西南端に位する山村であり(総面積の九〇パ 時村の三村と合併して、上石津村となり、上石 残る三戸のうちの一戸は、 財産区 大垣市からは自動車で三五分程度の (地方自治法二九四条ないし二九七条) 他の九つの村と合併して多 町村制施行にとも 後述の平塚敏雄氏 約一七・四ヘク うち九戸 町内の

の所有とされているものが相当の部分を占める。

松ノ木集落・「松ノ木農園」および「三ツ里生産組合」に直接関

発公団との間で分収造林契約 里生産組合」に賃貸され 他 ルのうち、 会で追認手続をする慣習になっている。 係するものとしては、 (地自法二九五条・二九六条) クター 10 の 手続を経た上、 ル 程度である。 残りの四ヘクタールは、 三ツ里を構成する、 「第二次構造改善事業」 そして、 山林約五〇〇ヘクタールを所有する「三ツ里財産区」 (形式上は、 が設置されているが、 (期間五〇年) この中の約二〇ヘクタールは、 松ノ木、 松ノ木集落メンバーの個人からの賃借地。 財産区との間の契約) 馬瀬、 松ノ木集落が、 を結び、 導入の一環として、 岩須の三集落が、 沿革的理由から、 同公団に対して地上権設定がなされている。 実質的慣習上、 ているのである――同組合法人が賃借する二四ヘクタ 昭和四六年に、 樹園地 実質上は各集落ごとに、 約二三〇ヘクタール 自主的管理のできる部分の山林は、 (主として茶園) がある。 また、 松ノ木集落メンバー全戸の同意その 約三三ヘクター この財産区に に造成され、 の部分については、 管理方針を決定し、 は、 前述の ・ルは、 財 産区議 これ 七五 区

(2) 有限会社「松ノ木農園」の構成員、資産および事業

所有権 ある。 習上質実的に松 なり合計四○名 (非農家を含む)。 どんな事業をするものかを説明しよう。 次に、 この山林について、 (持分権) 有限会社 . ノ木集落が管理権を有する(むしろ所有権を有するというべきであろうか) を取得した各人が 「松ノ木農園」 財産区有財産の地域住民 同社が、その所有権を取得する予定の財産は、 は、 (持分割合は平等)、 以上のような環境の中で、 同会社の社員には、 (実質的には入会集団のメンバー全員) 直ちに同会社設立に際して現物出資をする方法による。 松ノ木集落のメンバーのすべてのイエ 設立されるわけだが、 三ツ里財産区所有山林のうち、 部分 それは、 への払下げ手続を経た上、 の 約 七五 どうい から一名ずつが ク タ 1 慣 で

よって払い込まれる予定である

て、

同

社の設立当時における、

各社員(四〇名) 持分は全く平等であり、

かつ、

資本はすべて右の現物出資の方法に

そのためには、 同 社 一の事業の主要なものは、 農地について、 使用収益権または所有権を取得する必要がある (i)農業の経営(あわせ行なう林業の経営)、 (ii) 土地 か (山林および農地) 5 同社は、 「農業生産法人」 の管理、

要件(農地法二条型項)を具備しなければならないわけである。

用増進法による「利用権」としての賃借権)の設定に応ずる社員の提供農地は、 制」するような申し合わせは、なされておらず、発足当初の見込みとしては、任意に使用収益権(おそらく農用地利 園地を除いて)、 べての農地 得が予定されているのであろうか。一○年ないし一五年ぐらいの長期の見通しとしては、松ノ木集落内の殆んどす (とくに水田については)について使用収益権の設定を受けることも(「三ッ里生産組合」が賃借・経営する樹 同社みずからが農業の経営を行なうために必要な、農地についての権利としては、どのような権利の取 構想されているようであるが、同社への使用収益権の設定を義務づけるとか、事実上社会的に 水田四ないし五ヘクタール程度と予想

+ - 地の管理の事業とは、主として、前述の現物出資された山林の所有者として、 三ッ里生産組合および森林開発公団に対する、 その 山林の 使用収益権者であ

る

されているようである。

同社の取締役は、 五名である。これは、松ノ木集落が四班に分かれているので各班あて一名ずつと、松ノ木集落

権利行使・義務履行である。

(ここでは「広報会長」と名づけられている) が予定されていることによる

(3) 有限会社「松ノ木農園」設立の契機と目的

の存在がある。 至る契機を箇条書き的にまとめてみると、 それでは、どうして、このような会社を設立するに至ったのか。 この入会林野の形式上の所有主体が、財産区となっていることについては、元来、名実不一致の不 次のようなものである。 ①客観的・経済的なものとしては、 紙面の都合から極めて簡単に説明する。 (i)入会林野 設立に 4

ど

「組合長として農業に専従している。二人とも「自作農」

の出身ではないことが注目される。

なお、

現在、

帰郷、

三ツ里生産組合の設立とと

父は土建業自

東洋大学文学部哲学科を昭和四八年に卒業して(イギリス哲学専攻) 同社の社長に予定されているようである。もう一人は、

本人は、

る

平塚氏が、

て(従業員三〇人)いたが、

高度の稲作技術の保持者でもあり、

M社の工場廃止を機縁に農業専従となった方で 松井泰治郎氏 (三五歳)で、

深化させなければならないわけだが、ここでは、むしろ、次の主観的原因との関連が重要なのではあるまいか。(4) となった。一方、 I 別では対応することが極めて困難となってしまった。そこで、松ノ木集落全体を単位として、稲を作付するところ が利用されたわけである。 前述の農事組合法人「三ツ里生産組合」に貸し付けるようになったことや、森林開発公団と の 分収造林契約(②) り長期にわたってつとめるが、 っとも、ここで、 としないところとの区分をし、 に明確にしておく必要にせまられて来た。 便があったことであろう。 ・の中に、二人のすぐれたオピニオン・リーダーが存在している。一人は、平塚敏雄氏 ②主観的な契機としては、 などにともなって、名実不一致の不便が強く意識され、どうしても、松ノ木集落の財産であることを、 かえって、そのために稲作の抑制政策 少数の特定個人(イエ)への賃借に よる「流動化」という方向が採用されなかった原因の探究を 兼業化の深化があるから、そこで、 ところが、 (i)農地の面からみると、水田が基盤整備事業によって、三○アール区画に整備された。 オピニオン・リーダーの存在と、 元来 かつ稲を作付しないこと(転作)の負担を一部の者だけ に 負担させない方法が必要 「自作農」 山林の一 このために最もふさわしい、当面利用可能な法的技術として、 部を、 ではなく、 (いわゆる「滅反」・「生産調整」・「水田利用再編」) おのずから集落単位での 第二次構造改善事業の導入にともなって、 かつては岐阜にあったMレーヨ 集落・ムラの人々の農地観がある。 「営農」の方向が打ち出された。 (五六歳) で広報会長をか ン社の下請工場を経営し 樹園 に対して、 (i)集落のメンバ 地 有限会社 各イエ 恒久的 の 締

る――を持っている。 べたい(ウマイ・マズイや経済的な損得勘定ではなくて)、少なくとも「ムラで自給」したい、との信念と結び付いてい というものは、 子々孫々に至るまで、農地として保有するものだとの信念――それは米は自分の田からのものを食 このような、 農地はあくまで農地として保有するものだ、 との土地観が、 集落・ムラの

とまり」(「集落営農団体」)の精神的基礎となっているようである(反対に、農地を、単なる資産・「商品」として考える人

柄

「重み」

は問題とするに足りないもののようである。

__ 「集落ぐるみ」の農業生産法人(「集落営農団体」) の性格

が多くなれば、「集落営農団体」は成り立たない)。

農」による「経営規模拡大」を実現するための「集落・ムラの地権者集団による土地利用調整・土地管理による農 となっている組織体・団体) 有限会社「松ノ木農園」のような、 の基本的性格について、その性格を明らかにするために、第一節で述べたような、 「集落・ムラぐるみ」 の農業生産法人(まさに一単位の耕作・養畜事業等の主体

地流動化」(「流動化論」と略称)との差異を中心として、

いささか考察をこころみよう。

となれば、 に従事することもない構成員の農業とのかかわり合いについての地位をどのように考えるのかは、見る角度によっ 構成員としての地位ないし権利の行使を通じて、農業に関与するもの(それが、 「流動化論」では、 そのことが法的にも全く明確となる。 すなわち、 「集落営農団体」 形式上の直接的法主体という点から見れば、 耕作・養畜の事業の主体そのものは、 では、その組織体・団体それ自体が、耕作・養畜事業の主体であり、 組織体・法人の、役員・取締役・理事とはならず、 集落・ムラではなくて、あくまでも、 農業とは無関係となるが、 法的にも肯定される) と見ること かし、 かつその業務 農業生産法人 個々の 実質的に

は

ii集落のメンバーの全員(少なくとも大多数)が、

る

ことが、 誰 る。 本人もしくは家族の状況いかん(病気、 もできるであろう。(5) かが、 「集落営農団体」 その時、 「流動化論」では、 かような後継者の出現の可能性を大きくするであろう。 その地位 もし、「流動化」の借り手として、 ┃・役割の後継者となればよく では、 たとえ、 現在の役員・オペレータの子が後継者にならなくても、構成員の中の(その家族の中の) ある農家が「借地農」として比較的大型の「自立経営」となったとしても、 老齢化、 後継者不在など)によって、再び別の農家への ふさわしい農家が存在しなければ、どうにもならない。 (さらに構成員外の者でさえもよかろう)、 かつ、そういう体制にある 「流動化」 が必要とな これに対

ろう。 借契約が締結されるわけであるから、 3 「流動化論」では、 これに対して「集落営農団体」では、 「地権者集団による調整」を前提とするとはいえ、 契約当事者間の関係は、 いうまでもなく、 団体の設立・運営のための一連の法律行為がなされ 基本的には、 結局は、 民法上の取引 (契約) 法的には、 個人相互間の賃貸 ということにな

とになるのではあるまいか。たとえば、構成員相互間でも、 なくとも原則として、 に必要な、 値で把握される)、 K 組合についての しかし、 いま創造過程にあるわけだが、基本的特質としては、 この団体的法律行為の原理は、 資本(と技術)が導入される、という展開構造を持つものであろう。そして、(6) (「経営農事組合法人」を除いた) と「人間」とを、 私的な財産的取引についての自由競争は機能しない(ないし機能の範囲は極めて限定される) 不可欠な前提として、まさにその土地の上で、その「人間」が 形式上はともかく、 原理とも、大きく異なっているように思われる。 所与の、 カネのある者が、持分を自由に買い取ることは認め難 実質的には、 一定の土地(しかも、 会社法の原理とも、 この構成員相互間では、 交換価値ではなくて、 その原理は、 農協法の農業協同 「生きる」ため 使用価 まさ 少

いであろう。

り環境の中で、まさに二○世紀末だから発生したところのインパクトを受けて、いわば「自己展開」しようとして 要約して、「集落営農団体」は、集落・ムラを基盤とするけれども、それが、経済高度成長・「管理社会化」とい

いるものというべきであろう。ここでも、農地法の「自作農」は止揚され、農地法の想定した「農家」とは別の、

耕作・養畜事業等の主体(農業の担い手)が登場しているのであり(しかも、前節で述べた「稲作経営者」と、基底におい

ては外観上の相違にもかかわらず、意外に共通点もありそうである)、こういう姿で、集落・ムラの人たちの創意と努力に 農業・農地をめぐる、新しい農業(法)秩序の創造が行なわれつつある、というべきであろう。(?)

- 場」・「集落営農」といってしまっている場合もあるのではなかろうか。 で述べた、集落・ムラ単位での、「農用地の自主的管理」・「農用地の利用調整機能」が、かなり高度に行なわれているものを含めて、「集落農 養畜の事業の単一の主体となっているもの――その組織体が法人化してはいないにしても――を指す言葉なのであろうが、現実には、 「集落農場」・「集落営農」といわれているものにも、かなりバラエティがあるようである。本来は、集落・ムラの全メンバーが、
- (2) この農事組合法人の構成員一一名の集落別は、松ノ木=六名、馬瀬=二名、岩須=三名、である。ただし、元来は、「松ノ木集落の事業 として企画されたもの
- 3 今後、より詳細な検討をこころみる予定である。なお、一般的に、所有農地の全部を貸し付けて「農家」でなくなることには「抵抗感」 詳細な説明を要するところだが、紙面の関係上割愛する

4

- 度かは別として)。 が多く、また、特定の者(イエ)に貸し付けて、定額小作料を受けるだけになることは、借主を儲けさせるような気がしてイヤだとか、農地 改革の「後遺症」で、とにかく農地を貸すことは心配だ、といった状況が、多かれ少なかれ見られるようである(「松ノ木」 集落で、 どの稈
- (5) ちなみに、現行法でも、自分が構成員となっている農業生産法人への貸し付け農地は、常に保有が認めら れて いる(農地法七条1項8
- (6) 宮崎俊行著『請負耕作と農業生産法人』(鳳舎・一九六六年)一三〇—一三五頁、二五六—二五八頁等参照
- 参考文献もあるが、了承していただきたい(集落・ムラの法的本質論など関連の論点についても同様である)。 紙面の関係から、とくに第三節では、注記をかなり割愛した。類似の事例についても、若干の実態調査を行なったし、本来は注記すべき

終

りに

だから、 の法体制の創造は、 た感がある。 本稿は、 これを生かす (活かす) よりにすることこそ、法にかかわりを持つすべての者が、歴史の現段階を認識して 筆者の力量不足と紙面・執筆時間の制約などによって、残念ながら「尻り切れトンボ」になってしまっ 筆者が主張したいことは、 農地法の想定した「農家」とは違った新しい農業人などによって、多様に試みられているわけ 要するに、農地法の「自作農主義」が空洞化した現在、新しい農地・農業

けた。付記して篤く感謝の意を表する。

三輪隆昭氏)、平塚敏雄氏、

松井泰治郎氏などに、格別のお世話をいただいた。また、農林水産省農業者大学校の御支援も受

付記

有限会社「松ノ木農園」等の調査に際しては、

岐阜県農業会議、

上石津町役場農業振興課(とくに萩永三郎氏ならびに

なすべき、基本的な使命である、ということである。

(一九八三年(昭和五八年)三月末稿)